

大会における研究発表の特許手続き上の証明について

大会要旨集に掲載されている事柄に関しては刊行物とみなされるので保護されますが、大会要旨集に記載のない事柄についての発表を保護の対象としたい時のみ、別に文書を本会に提出することになります。それには、

1. 発表者は、発表のもとになる「文書」(全文または必要部分)を作成して、あらかじめ担当座長に提出し、発表後、口頭で発表したこと的事实を座長に確認してもらいます。座長の確認を受けるには、「確認書」を発表者が作成して、上記の「文書」とともにあらかじめ座長に提出してください。発表終了後、座長印を押印した「確認書」と「文書」を返却いたします。
2. ポスター発表の場合は、確認者を座長ではなく大会長に変更してください。この場合は、口頭発表の場合と同様の「文書」「確認書」を、返信用封筒(宛名記入、切手貼付)とともにポスター会場責任者に提出してください。大会終了後、大会長印を押印した「確認書」と「文書」を送付いたします。
3. 発表者が連名の場合、「文書」および「確認書」には必ず全員の名前を記入してください。
4. 出願者が本会発行の証明書を特許庁長官に提出するときは、座長印(口頭発表の場合)または大会長印(ポスター発表の場合)を押印した「確認書」1通、「文書」2通(正、副)の他、「証明書」(学会の控えを含む2通)を作成して、返信用封筒(宛名記入、切手貼付)を同封の上、本会宛てにその証明を請求してください。本会では、この「証明書」に会長印を押印し、1通を返送いたします。

送付先:

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-23

公益財団法人 微生物化学研究会 微生物化学研究所内 日本放線菌学会事務局宛